

処理施設の敷地の位置

名称	敷地の位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 株式会社市原三久 代表取締役 矢部 宗利	市原市上高根字上有実 1743 番 9、-10、-11、 -12、-13、-14	4,606.76 m ²	市街化調 整区域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、小湊鉄道馬立駅から南西に約 1.7 キロメートルの位置にあり、都市計画区域内の市街化調整区域である。施設は、幅員 6.5m の市道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力

破砕施設

2基 (既設1基)

廃プラスチック類 34.47 t/日 (既設4.31 t/日)

木くず 34.80 t/日

がれき類 42.48 t/日

※ 本施設は、現在建築基準法第51条許可の必要ない処理量で、廃プラスチック類の破砕処理を行っている。

建築物の解体工事に伴う廃棄物の増加に対応するため、木くず及びがれき類の廃棄物も処理できるよう、処理品目を追加し、また、既存の破砕施設の処理能力が増加するため、許可を必要とするもの。

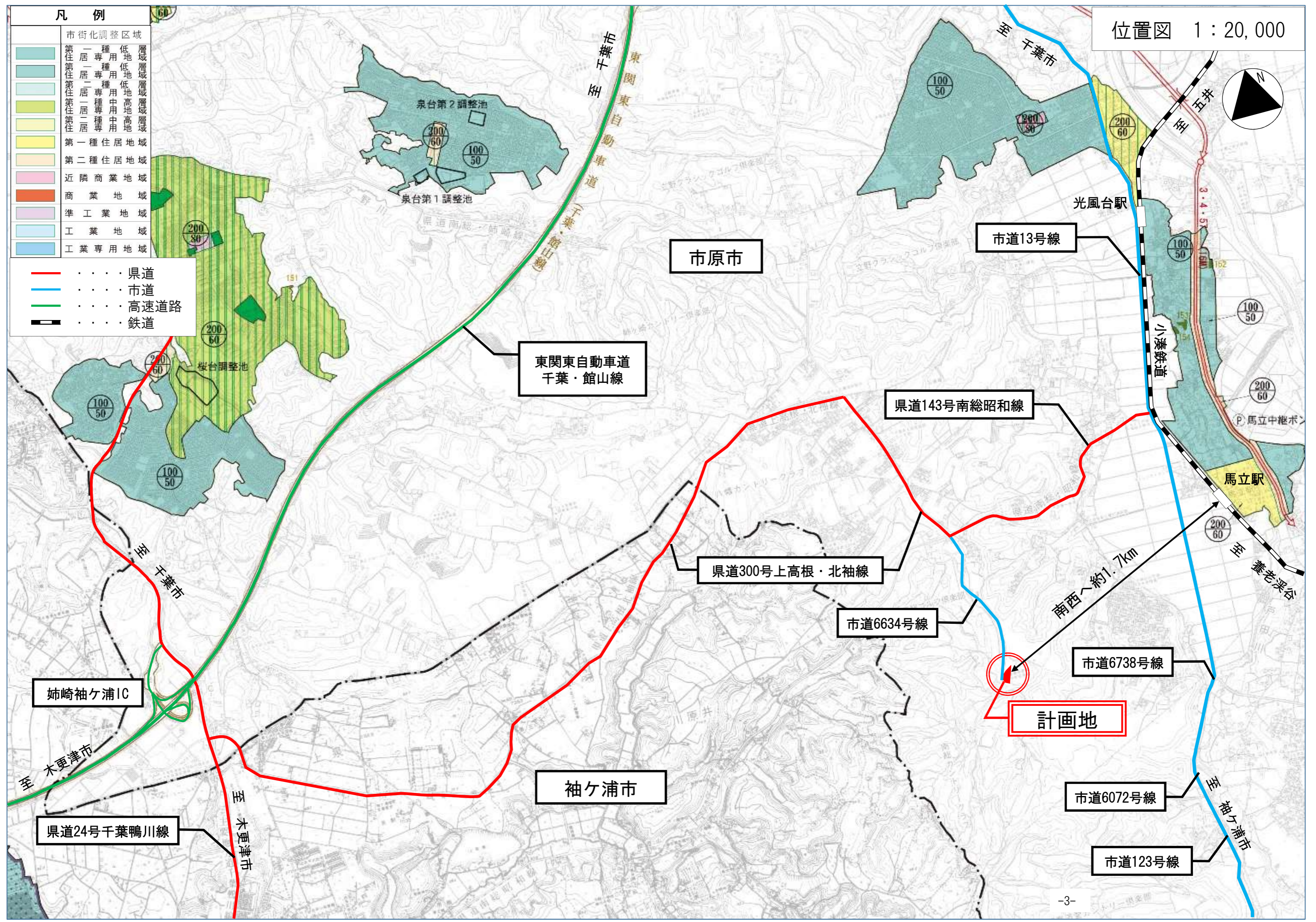
3 建築物 合計2棟 (新築1棟)

凡例

	第一種低層地域
	第一種中層地域
	第一種高層地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

	県道
	市道
	高速道路
	鉄道

位置図 1:20,000







市道6634号線
幅員 6.5m

計画地

凡例

-  搬入車両
-  搬出車両

第190回千葉県都市計画審議会「第3号議案」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設
(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(市原市)について

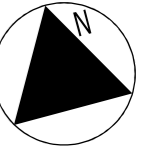
1 施設の概要








名 称	産業廃棄物処理施設 株式会社市原三久 代表取締役 矢部 宗利		
敷地面積	4,606.76 m ²	前面道路幅員	6.5m
処理施設	破碎施設 <u>2基</u> (既設1基) <u>廃プラスチック類</u> 34.47 t / 日 (既設 4.31 t / 日) <u>木くず</u> 34.80 t / 日 <u>がれき類</u> 42.48 t / 日		

2 審査指標

敷地の位置の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近傍に既決定の都市施設はない。 ・ 県及び市の都市計画との齟齬はない。 ・ 敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。 ・ 申請地は市街化調整区域に位置している。
搬出入計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な搬出入路は、幅員6.5mの市道に接しており、車両の通行に支障がない。(搬出入車両は1日あたり最大280台を予定。)
施設計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、破碎施設を適切に配置している。 ・ 敷地周囲には、安全上有効な高さ3mの万能鋼板などを設置している。 ・ 敷地内に敷地面積の10%以上の緑地帯を設けている。

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。



凡 例	
	敷地の境界線
	許可申請施設
	建築物
	緑地
	鋼板張 H=3000
	搬入
	搬出

破碎施設（既設）
（廃プラスチック類）

建築物（既存）
（休憩所）

建築物（新築）
（事務所）

破碎施設（新設）
（廃プラスチック類、木くず、がれき類）

市道6634号線
幅員 6.5m

出入口

トラックスケール

焼却施設

展開検査場

保管施設

圧縮梱包施設

保管施設

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線

道路境界線

敷地新設線

環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の法令等 の適用の有無	規制基準との 適合状況	備 考					
大気汚染	大気汚染防止法	有	適合	同法に規定する一般粉じん発生施設に該当する。粉じんの飛散防止対策として散水等行う。					
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用があるダイオキシン類発生施設には該当しないため。					
	市原市環境保全 条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例では大気汚染に関する規制基準がないため。					
騒 音	騒音規制法	無	—	【適用除外の理由】 規制区域外にあるため。					
	市原市環境保全 条例	有	適合	敷地境界における測定値 [施設稼働時間：8～17時の間] <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>規制値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間（8～19時）</td> <td>60dB</td> <td>58dB</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯	規制値	予測値	昼間（8～19時）	60dB
時間帯	規制値	予測値							
昼間（8～19時）	60dB	58dB							
振 動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 規制区域外にあるため。					
	市原市環境保全 条例	有	適合	敷地境界における測定値 [施設稼働時間：8～17時の間] <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>規制値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間（8～19時）</td> <td>60dB</td> <td>58dB</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯	規制値	予測値	昼間（8～19時）	60dB
時間帯	規制値	予測値							
昼間（8～19時）	60dB	58dB							
悪 臭	悪臭防止法	無	—	【適用除外の理由】 規制区域外にあるため。					
	市原市環境保全 条例	無	—	悪臭発生施設及び悪臭発生作業に該当しないため。					
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 発じん防止のための散水は最小限とし、設備稼働に伴う排水はないため。					
	市原市環境保全 条例	無	—	【適用除外の理由】 発じん防止のための散水は最小限とし、設備稼働に伴う排水はないため。					